平成２３年（フ）第４２３号
大阪府阪南市舞３丁目14番６号
債務者　岡村　信樹
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市流木町400番地
債務者　佐野　保明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1264番地の14―202
債務者　齋藤　裕之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
香川県高松市西町27番９　ミラハイツパートⅡ304号室
債務者　中江　慶司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６８号
香川県高松市香西南町547番地１　アビタシオンＮＹＫ205号室
債務者　吉田　政美（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６９号
香川県高松市香西南町547番地１　アビタシオンＮＹＫ205号室
債務者　吉田由加理
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８号
福岡県みやま市高田町永治812番地４
債務者　森田　秀一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県大牟田市大字三池377番地14
債務者　石橋　俊彦
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１９４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷196番地７
フォーレスＳ―Ⅰ102
債務者　松本　晴美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
岐阜県美濃加茂市本郷町６丁目14番11号　ウイングヒルズ101
債務者　小川カルロス
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５４号
山口県宇部市西梶返２丁目７番16号
債務者　大國由美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第６２号
山口県宇部市宮地町３番59―５号
債務者　齋藤恵理子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第７０号
香川県善通寺市木徳町1043番地２
債務者　小松　洋紀
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７１号
香川県善通寺市木徳町1043番地２
債務者　小松　亜紀
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４５８号
千葉市花見川区大日町1442番地３　青風コーポ101号
債務者　佐古　好史
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２０号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区25棟507号
債務者　村田きよみ
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５６号
千葉県市原市君塚１丁目９番地２　ライブスクエアＡ６
債務者　横井　由香（旧姓小橋・葛西）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係